栄養教諭養成における「道徳」

こども食育学研究室　教授　香川明夫

１　はじめに

現行学習指導要領[1)]によると道徳は「第１　目標　道徳教育の目標は，第１章総則の第１の２に示すところにより，学校の教育活動全体を通じて，道徳的な心情，判断力，実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。

道徳の時間においては，以上の道徳教育の目標に基づき，各教科，外国語活動，総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら，計画的，発展的な指導によってこれを補充，深化，統合し，道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め，道徳的実践力を育成するものとする。」とされている。この目標を達成するために特に大切なことは「学校の教育活動全体を通じて,」という文言である。すなわち、道徳の時間だけでこの力を身につけさせるのではなく、国語でも算数でも、休み時間でも登下校時でもあらゆる場面である。更に言えば、道徳の時間で学んだことを家庭や地域に児童生徒が持ち帰り、広めたり実践したりすることができるようないわゆる「実践力」をつけることを念頭に置かなければならない。栄養教諭が単独でこの道徳を授業時間に行うことはないとはいえ、この取り組みについて学校教育を支える人材としてしっかりと理解し、取り組めるような力をつけることは大変重要なことだと考える。

２　道徳教育の変遷

道徳教育はどのような歴史をもって、今日の学校教育に位置づけられているのであろうか。文部科学省の資料[2)]によれば戦前までの教育では、道徳という名称ではなく「修身」という「自分の行いを正しくするようにつとめること。」であった。戦後の道徳教育は「○昭和２０年１２月ＧＨＱ「修身、日本歴史及び地理の停止に関する件」指令○道徳教育は学校の教育活動全体を通じて行うことを基本として実施○昭和２８年８月 教育課程審議会答申 社会科の中での道徳教育の役割を強調」がスタートである。

その後昭和 33 年に学習指導要領が告示され、小中学校に週 1 単位時間の道徳の時間を特設することが示された。昭和 35 年には高等学校の学習指導要領も告示された。（小中のように特設の道徳を設けることはなかった）その中で学校の教育活動全体を通じて道徳教育をお子泣くことを明示した。昭和 43・44・45 年と順次小中高と改訂が行われ、道徳教育や道徳の時間の目標明確化が行われた。（全体の詳細は表 1. 参照）

表 １道徳教育の変遷

	小学校	中学校	高等学校
昭和 20	道徳は学校教育全体を通じて行うこと		
昭和 28	教育課程審議会　社会科の中での道徳教育を強調		
昭和 33	学習指導要領提示 週 1 時間の道徳の時間を特設		
昭和 35			小中と同様　但し、道徳の時間は設けていない

昭和 43 小 昭和 44 中 昭和 45 高	学習指導要領改定 道徳教育・道徳の時間の目標明確化	学習指導要領改定 道徳教育・道徳の時間の目標明確化	学習指導要領改定 道徳教育・道徳の時間の目標明確化
昭和 52 小中 昭和 53 高	内容の項目を再構成	内容の項目を再構成	内容の項目を再構成
平成元年	学習指導要領改訂 小中の内容項目を 4 つに構成 1「主として自分自身に関すること」2「主として他の人とのかかわりに関すること」3「主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること」4「主として集団や社会とのかかわりに関すること」 及び高等学校の道徳教育の充実をはかることの明記		
平成 10 小中 平成 11 高	学習指導要領改訂 校長をはじめ、全教員が協力して道徳教育を行うことの明記		
平成 14	心のノート作成配布		
平成 20 平成 21 高	学習指導要領改訂 道徳の時間が道徳教育の要 道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実		道徳教育の全体計画作成
平成 25	教育再生実行会議による提言から平成 27 へ		
平成 26	心のノートを改訂し「私たちの道徳」を作成配布		
平成 27	小中学校学習指導要領一部改訂　道徳の時間を「特別の教科　道徳」と位置づけ（小平成 30～、中平成 31～）		

２　食育と道徳教育

食育も道徳教育も学習指導要領上は「教育活動全体を通して行なう」事として取り上げられている。いずれも生きるうえでの土台となることから共通のコンセプトが設けられていると考える。そういった共通性の中か食育は道徳教育にどのような関わり方をしてきたのかということを検討する。具体的には食料への感謝、食料生産への感謝、作ってくれている方への感謝など、感謝の気持ちを持つ場面としての指導が多い。例えば「いただきます・ごちそうさま」の意味づけなどがそれである。また、道徳の資料に取り上げられている題材には、食料を大切に扱うことを学ぶことも行われていた。思いをもって生産された食品を無駄にすることが題材となり、児童の立場からどのような対応を取るべきなのかを考えさせる内容である。

表 1. に示したように現在の学習指導要領では小中の内容項目を 4 つに構成している。すなわち 1「主として自分自身に関すること」2「主として他の人とのかかわりに関すること」3「主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること」4「主として集団や社会とのかかわりに関すること」である。この内容項目一つひとつを食と関連付けて指導することが可能ではないかと考えられる。例えば、「主として自分自身に関すること」であれば、基本的生活習慣を身につけることや、中学生レベルであれば調和の取れた生活を目指すために根幹には「食」は必ず必要な構

成要素として関連がうまれてくる。これは前述の「食への感謝」や「食の大切さ」から学ぶ視点とは違うものである。「主として他の人とのかかわりに関すること」においても「礼儀」や「親切」など食事場面を想定することで十分にその内容を学ぶことが可能である。具体的な例として考えてみると学校給食で出されることがある「トマト」を取り上げることで他の人とのかかわりを考える題材となる。トマトは種類が多くありそれぞれに特徴がある。生食用から加工用まで役割が違ったり、色が違ったりする。これは人にも言えることでその違いから役割があって他を認めることが多様性のある社会作りに役立つことにつながる。このような視点で食材や学校給食を活かしていくことが栄養教諭にとって必要なことである。

道徳の時間を行なう中心は担任であることは文部科学省が学習指導要領の中で以下のとおり述べている。「道徳の時間における指導に当たっては，次の事項に配慮するものとする。(1)　学級担任の教師が行うことを原則とするが，校長や教頭などの参加，他の教師との協力的な指導などについて工夫し，道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること。」担任が中心であるが他の教師の協力的な指導について工夫をすることも重ねて述べていることを考えると、栄養教諭が授業に参画し、必要に応じてティームティーチングの授業形態をとり、積極的に関わることができるものである。

3　題材の設定

様々な食育が学校教育の中で行なわれていることの中で、特に道徳においては教科書（教科用図書とし義務教育諸学校教科用図書検定基準文部省告示第十五号に指定されているもの。但し現行は義務教育諸学校教科用図書検定基準（平成 21 年 3 月 4 日文部科学省告示第 33 号）によって指定され道徳は「特別な教科　道徳」として基準にあげられている）が平成 29 年度までは作成されていない。各学校は副読本という資料を通じて授業を行なうなどの工夫がされている。そこには発達段階を踏まえた体系的な資料提供がなされているが、食に関する内容を見ると平成 18 年 3 月に発表された「食に関する指導の手引き」[3)]を利用しつつも、同一の題材を多学年で取り上げることが散見できる。例えば、箸の使い方を指導することは、道徳の授業で取り上げる題材としていかがかという点では疑問が残るが、これを学級活動で取り上げたり、道徳で取り上げたりしながら複数の学年で実践されている。体系的な学びの中でどの学習時間でどの学年で取り上げることが最もよい選択となるのかの科学的根拠、教育学的根拠を持たずに授業が行なわれている。もちろん、大切なことだから何回も指導を行なうことは必要であるが、道徳は道徳の時間だけでその力すなわち、実践力が身につくものではない。現行小学校学習指導要領では、例えば各教科の「国語」[4)]の中にある「第 3　指導計画の作成と内容の取扱い」において「(7) 第 1 章総則の第 1 の 2 及び第 3 章道徳の第 1 に示す道徳教育の目標に基づき，道徳の時間などとの関連を考慮しながら，第 3 章道徳の第 2 に示す内容について，国語科の特質に応じて適切な指導をすること。」と示しさらに、平成 31 年から実施される「特別の教科　道徳」が新設された新学習指導要領でも「指導計画の作成と内容の取扱い」において「(10) 第１章総則の第１の２の(2)に示す道徳教育の目標に基づき，道徳科などとの関連を考慮しながら，第３章特別の教科道徳の第２に示す内容について，国語科の特質に応じて適切な指導をすること」と記載し、総則と各教科との関連上、道徳科を意識した文を掲載している。このことは、他教科にも同様に記されていてすべての教育活動のなかで行なうということへの示しである。このような学習内容の扱いの中で、しっかりと根拠を持った発達段階や児童生徒の実態に応じた題材配列の必要性は大いに検討するべき課題である。同時に、現在示されている目標や内容に何が題材として適切であるかを食を扱う

場面において栄養教諭が検討、提案していくことが望まれる。

4　今後めざす方向

道徳は様々な価値観を学び、行動につながることが必要である。ミラーの三角形（図１）[5]に示されたようにどこのレベルに児童生徒がいるのか、集団のレベル、個人のレベルなど把握することが必要である。食を大切にする意味を知っていることだけではなく、それを行動に移すとどのような行動になるのか、児童生徒の行動変容、言い換えれば道徳的実践力を伴う教育が今以上に求められる。さまざまな人間関係の問題、自己効力感、よりよい生き方のできる人格として食を通じて栄養教諭が何をすべき何かを考えることが重要である。

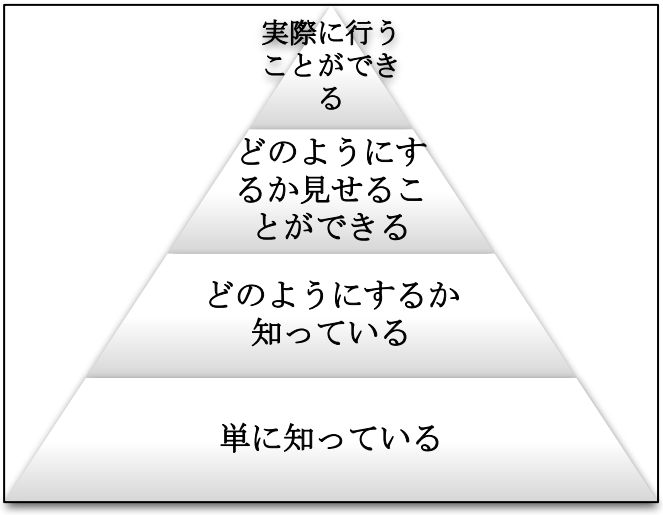


図 1　Miller の三角形

さらに、これからは今までと違い道徳は「特別の教科」として設定されている。今栄養教諭として教壇に立つことから教員として学び続けることが必要である。特別な教科として学習指導要領に示されて以降、話題になっている、検討課題として現れていることは、「評価」である。
道徳の評価には[6]

「1　道徳科の学習評価に関する基本的な考え方について

道徳科の評価を行うに当たっては，小・中学校学習指導要領等第 3 章の児童生徒の「学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し，指導に生かすよう努める必要がある。ただし，数値などによる評価は行わないものとする」との規定の趣旨や，「道徳に係る教育課程の改善等について（答申）」（平成 26 年 10 月 21 日中央教育審議会）の「道徳性の評価の基盤には，教員と児童生徒との人格的な触れ合いによる共感的な理解が存在することが重要」であり，道徳性の評価は「児童生徒が自らの成長を実感し，更に意欲的に取り組もうとするきっかけとなるような評価を目指すべき」との評価に当たっての考え方等を十分に踏まえる必要がある。

具体的には以下の点に留意し，学習活動における児童生徒の「学習状況や道徳性に係る成長の様子」を，観点別評価ではなく個人内評価として丁寧に見取り，記述で表現することが適切である。

(1) 児童生徒の人格そのものに働きかけ，道徳性を養うことを目標とする道徳科の評価としては，育むべき資質・能力を観点別に分節し，学習状況を分析的に捉えることは妥当ではないこと。

(2) このため，道徳科については，「道徳的諸価値についての理解を基に，自己を見つめ，物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え，自己（人間として）の生き方についての考えを深める」という学習活動における児童生徒の具体的な取組状況を，一定のまとまりの中で，児童生徒が学習の見通しをもって振り返る場面を適切に設定しつつ見取ることが求められること。

(3) 他の児童生徒との比較による評価ではなく，児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け

止めて認め，励ます個人内評価として記述式で行うこと。

(4) 個々の内容項目ごとではなく，大くくりなまとまりを踏まえた評価とすること。

(5) その際，特に道徳教育の質的転換を図るという今回の道徳の特別教科化の趣旨を踏まえれば，特に，学習活動において児童生徒がより多面的・多角的な見方へと発展しているか，道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視することが求められること。」と示された。このことはまったく食育の視点とも同様に考えることができる。数値ではなく変容で捉えることや、行動によってその成果を捉えることが求められたものである。

5　おわりに



図 3　私たちの道徳表紙



図 2　香川綾記事

本学の創立者香川綾は若かりし頃、和歌山県で小学校の教師をしていたが、修身の授業が自分には教えることができないという思いを持ち、その後の人生を医師という職に進んだ。(もちろん医師を目指す理由は別にあった) その香川綾が「全国の中学校に配布されている文部科学省道徳教育用教材「私たちの道徳　中学校」[7]の「1.自分を見つめ伸ばして」の章、「この人に学ぶ」(14 ページ) [8]に「食は生命なり」「健康な人間をつくることも医学の役目ではないだろうか」の言葉とともに、本学園創立者の香川綾の足跡が紹介された。ひとつの生き方を全うした人生に道徳的実践力の姿があったものと考える。これからも創立者の思いと実践を心に留め、食と道徳のつながりを発信できる栄養教諭を養成する。

引用・参考文献

1)　文部科学省: 小学校学習指導要領. 東京書籍, (2008)

2)　文部科学省教育課程部会考える道徳への転換に向けたワーキンググループ: 資料 4 道徳教育について. (2016)

3)　文部科学省: 食に関する指導の手引－第 1 次改訂版－. (2010)

4)　文部科学省: 小学校学習指導要領　第 2 章　各教科　第 1 節　国語. (2009)

5)　GE. Miller: The assessment of clinical skills/competence/performance. Acad Med, S63-67 (1990)

6)　文部科学省: 学習指導要領の一部改正に伴う小学校，中学校及び特別支援学校小学部・中学部における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）. (2016)

7)　文部科学省: 道徳教育用教材「私たちの道徳　中学校」. (2014)

8)　文部科学省: 道徳教育用教材「私たちの道徳　中学校」香川綾. (2014)